

東京都公報

発行
東京都

目次

85

規則

○東京都税条例施行規則等の一部を改正する規則……………（主税局総務部総務課）……………二

規則（教）

○東京都教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則……………三

訓令（教）

○東京都教育委員会印刷物取扱規程等の一部改正……………四

○東京都立学校職員服務規程等の一部改正……………四

○学校職員の休暇処理に関する規程の一部改正……………四

○東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程の一部改正……………五

○通勤手当支給規程等の一部改正……………五

規程（選）

○政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程等の一部を改正する規程……………五

告示（選）

○東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………五

○東京都選挙管理委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………六

○東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………六

規則（人）

○東京都人事委員会傍聴規則等の一部を改正する規則……………六

告示（監）

○東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………二

規則（公）

○東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則……………七

告示（労）

○東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………八

○東京都労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………八

○東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………八

○東京都労働委員会公印規程の一部改正……………九

告示（収用委）

○東京都収用委員会公印規程の一部改正……………九

○東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………九

○東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………九

○東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………九

告示（固評審）

○東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………九

○東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………一〇

○東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………一〇

告示（海区漁調）

○東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………一〇

○東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………一〇

○東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………一〇

告示（内水漁管）

○東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………二

○東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………二

○東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………二

規程(交)

○東京都交通局公印規程等の一部を改正する規程……………二

規程(水)

○東京都水道局公印規程等の一部を改正する規程……………三

訓令(水)

○東京都水道局処務規程の一部改正……………三

規程(下水)

○東京都下水道局処務規程等の一部を改正する規程……………三

告示(消)

○東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………三

○東京消防庁消防総監が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………四

○東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………四

○昭和四十六年東京消防庁告示第四号(東京消防庁公印規程)の一部改正……………四

○東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に関する規程の一部改正……………四

○東京消防庁性能試験規程の一部改正……………四

○キュービクル式変電設備等の基準の一部改正……………五

○東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準の一部改正……………五

○東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程の一部改正……………五

○平成十六年東京消防庁告示第七号(火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置)の一部改正……………五

○平成二年東京消防庁告示第十一号(自動通報等の承認に関する規程)の一部改正……………五

○平成十三年東京消防庁告示第二号(東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示)の一部改正……………五

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく意見書の交付に関する規程の一部改正……………六

○消防団員証規程の一部改正……………六

規則(議)

○東京都議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則……………六

告示(議)

○東京都議会公印規程の一部改正……………六

○東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正……………六

○東京都議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正……………六

○東京都議会議会局文書管理規程の一部改正……………六

雑報

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………(東京都職員共済組合)……………七

○東京都職員共済組合情報公開規則等の一部を改正する規則……………(同)……………七

○東京都職員共済組合互選議員選挙執行規程等の一部を改正する規程……………(同)……………七

規則

東京都税条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十九号

東京都税条例施行規則等の一部を改正する規則

第一条 東京都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項」を「産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二条 東京都税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十八年東京都規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三条 次に掲げる東京都規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
一 東京都宿泊税条例施行規則(平成十四年東京都規則第八十五号)

二 東京都都税証紙代金収納計器条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十号）

附則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則（教）

東京都教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二号

東京都教育委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都教育委員会規則の規定中「**ロ**」を「**ハ**」に改める。

- 一 東京都教育委員会傍聴人規則（昭和二十三年東京都教育委員会規則第四号）
- 二 東京都教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成二十年東京都教育委員会規則第五十九号）
- 三 東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）
- 四 東京都教育委員会が行う情報公開事務に関する規則（平成十一年東京都教育委員会規則第三十二号）
- 五 東京都教育委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第九号）
- 六 東京都教育委員会が保有する特定個人情報情報の保護等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五十三号）
- 七 東京都教育委員会公印規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第四十号）
- 八 東京都教育財産管理規則（昭和四十年東京都教育委員会規則第四号）

九 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）

十 教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）

十一 特別免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十八号）

十二 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年東京都教育委員会規則第九号）

十三 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）

十四 学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）

十五 学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第十五号）

十六 学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）

十七 東京都教育職員恩給給与規則（昭和二十九年東京都教育委員会規則第十一号）

十八 東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）

十九 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十四号）

二十 東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号）

二十一 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第十三号）

二十二 東京都立高等学校の寄宿舎使用料徴収条例施行規則（昭和四十年東京都教育委員会規則第六号）

二十三 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第三号）

二十四 東京都立図書館規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）

二十五 東京都文化財保護条例施行規則(昭和五十一年東京都教育委員会規則第二十六号)

二十六 東京都立埋蔵文化財調査センター設置条例施行規則(平成十七年東京都教育委員会規則第十一号)

附則

- この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都教育委員会規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会印刷物取扱規程等の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都教育委員会

第一条 東京都教育委員会印刷物取扱規程(平成十三年東京都教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。

第二条 次に掲げる東京都教育委員会訓令の規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

一 東京都教育委員会職員服務規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十二号)

二 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第九号)

三 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都教育委員会訓令第九号)

附則

- この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都教育委員会訓令の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第二号

都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校

東京都立学校職員服務規程等の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都教育委員会

次に掲げる東京都教育委員会訓令の規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

一 東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)

二 職員の育児休業等に関する規程(平成四年東京都教育委員会訓令第三号)

三 東京都立学校事務職員等研修規則施行規程(昭和五十九年東京都教育委員会訓令第一号)

附則

- この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都教育委員会訓令の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第三号

都 立 高 等 学 校
公 立 中 等 教 育 学 校
公 立 特 別 支 援 学 校
公 立 中 学 校
公 立 小 学 校
公 立 義 務 教 育 学 校
公 立 共 同 調 理 場

学校職員の休暇処理に関する規程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都教育委員会

「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

附則

- この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の休暇処理に関する規程の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第四号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所
 事 業 所
 都 立 高 等 学 校
 都 立 中 等 教 育 学 校
 都 立 特 別 支 援 学 校
 都 立 中 学 校

東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程（平成十六年東京都教育委員会訓令第四十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都教育委員会

「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都教育委員会職員の職務発明等に関する規程の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第五号

教 育 庁
 教 育 事 務 所
 教 育 庁 出 張 所

事 業 所

都 立 高 等 学 校
 公 立 中 等 教 育 学 校
 公 立 特 別 支 援 学 校
 公 立 中 学 校
 公 立 小 学 校
 公 立 義 務 教 育 学 校
 公 立 共 同 調 理 場

通勤手当支給規程等の一部を次のように改正する。
 令和元年六月二十八日

東京都教育委員会

次に掲げる東京都教育委員会訓令の規定中「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

- 一 通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第七号）
- 二 教育関係職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号）

附 則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都教育委員会訓令の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 程 (選)

●東京都選挙管理委員会規程第一号

政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる東京都選挙管理委員会規程の規定中「~~ロ~~」を「~~ロ~~」に改める。

- 一 政治資金規正法に基づく写しの交付に関する規程（平成二十年東京都選挙管理委員会規程第一号）
- 二 政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年東京都選挙管理委員会規程第一号）

三 公職選挙法及び地方自治法が準用する行政不服審査法に基づく写し等の交付に関する規程（平成二十八年東京都選挙管理委員会規程第二号）

四 東京都選挙管理委員会公印規程（昭和四十四年東京都選挙管理委員会規程第二号）

附 則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都選挙管理委員会規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都選挙管理委員会告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

「~~ロキニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

附則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号

東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都選挙管理委員会告示第四十二号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

「~~ロキニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

附則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第二十七号

東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に

関する規程(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

「~~ロキニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

附則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (人)

東京都人事委員会傍聴規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

東京都人事委員会傍聴規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都人事委員会規則の規定中「~~ロキニシテ~~」を「~~ロキニシテ~~」に改める。

一 東京都人事委員会傍聴規則(平成二十八年東京都人事委員会規則第二十四号)

二 東京都人事委員会が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都人事委員会規則第十二号)

三 東京都人事委員会が保有する個人情報の保護に関する

規則(平成三年東京都人事委員会規則第一号)

四 東京都人事委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則(平成二十七年東京都人事委員会規則第二十三号)

五 東京都職員の退職管理に関する規則(平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号)

六 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第十五号)

七 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第十六号)

附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都人事委員会規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (監)

●東京都監査委員告示第一号

東京都監査委員が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都監査委員告示第六号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都監査委員 清水 やすこ

東京都監査委員 神 林 茂

東京都監査委員 友 測 宗 治

東京都監査委員 岩 田 喜美枝
 東京都監査委員 松 本 正一郎
 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都監査委員が行う情報公開事務に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都監査委員告示第二号

東京都監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都監査委員 清 水 やすこ
 東京都監査委員 神 林 茂
 東京都監査委員 友 測 宗 治
 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
 東京都監査委員 松 本 正一郎

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

●東京都監査委員告示第三号

東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都監査委員 清 水 やすこ
 東京都監査委員 神 林 茂
 東京都監査委員 友 測 宗 治
 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
 東京都監査委員 松 本 正一郎

附 則

- この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (公)

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月28日

東京都公安委員会
 委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第2号

東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則

第1条 次に掲げる東京都公安委員会規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 東京都公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年8月12日東京都公安委員会規則第9号）
- 警視庁警察署協議会に関する規則（平成13年4月16日東京都公安委員会規則第8号）
- 東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則（平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号）
- 東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年3月15日東京都公安委員会規則第4号）
- 東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成27年12月24日東京都公安委員会規則第14号）
- 警視庁関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日東京都公安委員会規則第8号）
- 警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号）
- 警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和43年6月13日東京都公安委員会規則第10号）
- 放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則（平成18年5月19日東京都公安委員会規則第10号）
- 拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

(平成 4 年10月12日東京都公安委員会規則第14号)

(11) 警視庁司法警察員等の指定に関する規則 (平成 5 年 2 月 2 日東京都公安委員会規則第 2 号)

(12) つきまとい行為等の再発を防止するための援助に関する規則 (平成15年12月19日東京都公安委員会規則第 14号)

(13) 東京都オートクレープ営業等の規制に関する条例施行規則 (平成 9 年 6 月17日東京都公安委員会規則第 8 号)

(14) 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例施行規則 (平成12年10月13日東京都公安委員会規則第 13号)

(15) 飲酒的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則 (平成18年 5 月 2 日東京都公安委員会規則第 8 号)

(16) インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則 (平成22年 4 月30日東京都公安委員会規則第 6 号)

(17) 特定異性接客営業等の規制に関する条例施行規則 (平成29年 5 月15日東京都公安委員会規則第 5 号)

(18) 東京都青少年の健全な育成に関する条例第17条第 3 項及び第18条第 4 項の規定に基づき様式を定める規則 (平成16年 3 月31日東京都公安委員会規則第 2 号)

(19) 東京都暴力団排除条例施行規則 (平成23年 7 月15日 東京都公安委員会規則第 7 号)

(20) 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則 (平成26年12月19日

東京都公安委員会規則第19号)

(21) 東京都水上安全条例施行規則 (平成30年 3 月30日東京都公安委員会規則第 5 号)

(22) 東京都水上安全条例の規定に基づき弁明の機会の付与に関する規則 (平成30年 6 月15日東京都公安委員会規則第 9 号)

第 2 条 東京都道路交通規則 (昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。
「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都公安委員会規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第二号

東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都地方労働委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都労働委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
附 則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都

労働委員会が行う情報公開事務に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都労働委員会告示第三号

東京都労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都労働委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都労働委員会告示第四号

東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都労働委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都労働委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都労働委員会告示第五号

東京都労働委員会公印規程（平成八年東京都地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都労働委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都労働委員会公印規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示（収用委）

●東京都収用委員会告示第一号

東京都収用委員会公印規程（昭和六十年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都収用委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都収用委員会公印規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都収用委員会告示第二号

東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都収用委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都収用委員会告示第三号

東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都収用委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都収用委員会告示第四号

東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都収用委員会

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示（固評審）

●東京都固定資産評価審査委員会告示第二号

東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都固定資産評価審査委員会

「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」を「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第三号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成三年東京都固定資産評価審査委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都固定資産評価審査委員会

「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」を「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第四号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報

の保護に関する規程（平成二十七年東京都固定資産評価審査委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都固定資産評価審査委員会

「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」を「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示（海区漁調）

●東京海区漁業調整委員会告示第一号

東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京海区漁業調整委員会

「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」を「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京海区漁業調整委員会告示第二号

東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成十六年東京海区漁業調整委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京海区漁業調整委員会

「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」を「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京海区漁業調整委員会告示第三号

東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成二十七年東京海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京海区漁業調整委員会

「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」を「~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆~~〇~~〆」に改める。

附則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会告示第一号

東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都内水面漁場管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都内水面漁場管理委員会

「~~日本工業規格~~」を「~~日本規格~~」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第二号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都内水面漁場管理委員会

「~~日本工業規格~~」を「~~日本規格~~」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都内水面漁場管理委員会告示第三号

東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都内水面漁場管理委員会

「~~日本工業規格~~」を「~~日本規格~~」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 程 (交)

●交通局規程第三号

東京都交通局公印規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局公印規程等の一部を改正する規程

次に掲げる交通局規程の規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本規格~~」に改める。

- 一 東京都交通局公印規程(昭和二十七年交通局規程第二十号)
- 二 東京都交通局文書管理規程(平成十一年交通局規程第九十七号)
- 三 東京都交通局長が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年交通局規程第八十五号)
- 四 東京都交通局長が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成三年交通局規程第二十一号)
- 五 東京都交通局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程(平成二十七年交通局規程第七十六号)
- 六 東京都交通局職員服務規程(昭和五十年交通局規程第二十六号)
- 七 東京都交通局職員の職務発明等に関する規程(平成十五年交通局規程第三号)
- 八 東京都交通局監察事務規程(昭和五十六年交通局規程第四十五号)
- 九 東京都交通局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程(昭和六十一年交通局規程第四十一号)
- 十 東京都交通局職員に対する平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程(平成十二年交通局規程第三十三号)
- 十一 東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十九年交通局規程第十九号)
- 十二 東京都交通局契約事務規程(昭和三十九年交通局規程第十五号)

附則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の交通局規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局公印規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局公印規程等の一部を改正する規程

第一条 次に掲げる東京都水道局管理規程の規定中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

- 一 東京都水道局公印規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号）
- 二 東京都水道局文書管理規程（平成十一年東京都水道局管理規程第二十六号）
- 三 東京都水道局図書類取扱規程（平成十二年東京都水道局管理規程第二号）
- 四 東京都水道局長が保有する個人情報情報の保護に関する規程（平成三年東京都水道局管理規程第十三号）
- 五 東京都水道局長が保有する特定個人情報情報の保護に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第五十一号）
- 六 東京都水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程

規程（平成十三年東京都水道局管理規程第四号）

- 七 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）
- 八 東京都水道局職員の職務発明等に関する規程（昭和六十年東京都水道局管理規程第七号）
- 九 東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）
- 十 東京都水道局職員の通勤手当に関する規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第八号）
- 十一 東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程（昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号）
- 十二 東京都水道局職員に対する平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（平成二十二年東京都水道局管理規程第十七号）
- 十三 東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程（昭和三十八年東京都水道局管理規程第十四号）
- 十四 東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）
- 十五 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程（昭和三十六年東京都水道局管理規程第二号）
- 十六 東京都水道局支出事務委託に関する規程（平成二十六年東京都水道局管理規程第十号）
- 十七 東京都工業用水道条例施行規程（昭和三十八年東京都水道局管理規程第九号）
- 第二条 東京都水道局印刷物取扱規程（昭和二十九年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

第三条 東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都水道局管理規程第十八号）の一部を次のように改正する。

「~~〇〇〇〇~~」及び「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

第四条 東京都給水条例施行規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改める。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項」を「産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十条第一項」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局管理規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令（水）

●東京都水道局訓令第二号

局 内 一 般 各 事 業 所

東京都水道局処務規程（昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都水道局処務規程の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局処務規程等の一部を改正する規程

第一条 次に掲げる東京都下水道局管理規程の規定中「**排水**」を「**下水**」に改める。

- 一 東京都下水道局処務規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号）
- 二 東京都下水道局公印規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第六号）
- 三 東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）
- 四 東京都下水道局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都下水道局管理規程第四十号）
- 五 東京都下水道局長が保有する個人情報等の保護等に関する規程（平成三年東京都下水道局管理規程第十二号）

号）

- 六 東京都下水道局長が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第四十一号）
- 七 東京都下水道局職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（昭和四十七年東京都下水道局管理規程第二十二号）
- 八 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）
- 九 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）
- 十 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号）
- 十一 東京都下水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十四号）
- 十二 東京都下水道局職員に対する平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（平成二十二年東京都下水道局管理規程第十八号）
- 十三 東京都下水道局契約事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号）
- 十四 東京都下水道事業の施行に伴う代替地の売払いに関する規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十二号）
- 十五 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程（昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号）
- 十六 東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年

東京都下水道局管理規程第四号）

- 十七 東京都下水道条例施行規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第二十八号）
- 十八 東京都下水道局水洗便所助成規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第二十一号）
- 十九 下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程（昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号）
- 二十 東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程（昭和五十五年東京都下水道局管理規程第十六号）

第二条 東京都下水道局印刷物取扱規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「**排水**」を「**下水**」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局管理規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第2号

東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程（平成11年12月東京消防庁告示第9号）の一部を次のように改正する。

<p>令和元年6月28日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消防庁消防総監が行う情報公開事務に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p>●東京消防庁告示第4号</p> <p>東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程（平成27年12月東京消防庁告示第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和元年6月28日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p>正を加え、なお使用することができる。</p> <p>●東京消防庁告示第6号</p> <p>東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に関する規程（平成19年5月東京消防庁告示第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和元年6月28日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>
<p>●東京消防庁告示第3号</p> <p>東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程（平成11年12月東京消防庁告示第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和元年6月28日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p>●東京消防庁告示第5号</p> <p>東京消防庁公印規程（昭和46年4月東京消防庁告示第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和元年6月28日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消防庁公印規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修</p>	<p>●東京消防庁告示第7号</p> <p>東京消防庁性能試験規程（昭和37年6月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和元年6月28日</p> <p>東京消防庁 消防総監 安 藤 俊 雄</p> <p>「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消</p>

防庁性能試験規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京消防庁告示第8号

キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年10月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前のキュービクル式変電設備等の基準の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京消防庁告示第9号

東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準（平成17年3月東京消防庁告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項」を「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則
この告示は、令和元年7月1日から施行する。

●東京消防庁告示第10号

東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程（平成18年7月東京消防庁告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京消防庁優良防火対象物認定表示制度に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京消防庁告示第11号

火災予防条例に基づき消防総監が定める基準及び消防総監が火災予防上必要と認める措置（平成16年6月東京消防庁告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項」を「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

1項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
附 則
この告示は、令和元年7月1日から施行する。

●東京消防庁告示第12号

自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の自動通報等の承認に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京消防庁告示第13号

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示（平成13年4月東京消防庁告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
附 則
1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都震災対策条例に基づき事業所防災計画に関する告示の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京消防庁告示第14号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき意見書の交付に関する規程（昭和55年9月東京消防庁告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき意見書の交付に関する規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京消防庁告示第15号

消防団員証規程（平成17年8月東京消防庁告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の消防団員証規程の様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則（議）

東京都議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

●東京都議会規則第一号

東京都議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

規 則

東京都議会委員会傍聴規則（昭和四十九年東京都議会規則第二号）の一部を次のように改正する。
「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
附 則
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

告 示（議）

●東京都議会議長告示第一号

東京都議会公印規程（昭和五十一年東京都議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。
●東京都議会議長告示第二号
東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十三年東京都議会議長告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都議会議長告示第三号

東京都議会情報公開条例の施行に関する規程（平成十一年東京都議会議長告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

●東京都議会議長告示第四号

東京都議会事務局文書管理規程（平成十一年東京都議会議長告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都議会議長 尾崎 大介

附則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

令和元年六月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則（昭和三十七年十二月一日公告）の一部を次のように変更する。

「~~〇~~」を「~~〇~~」に改める。

附則

1 この変更は、令和元年七月一日から施行する。

2 この変更の施行の際、この変更による変更前の東京都職員共済組合運営規則の様式（この変更により変更のあったものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合情報公開規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合情報公開規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都職員共済組合規則の規定中「~~〇~~」を「~~〇~~」に改める。

一 東京都職員共済組合情報公開規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第二号）

二 東京都職員共済組合個人情報保護に関する規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第三号）

三 東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則（平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号）

四 東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則を廃止する規則（平成二十六年東京都職員共済組合規則第二号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東京都職員共済組合一般貸付金貸付規則（昭和四十一年東京都職員共済組合規則第七号）

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都職員共済組合規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程等の一部を改正する規程

次に掲げる東京都職員共済組合規程の規定中「~~〇~~」を「~~〇~~」に改める。

一 東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程（昭和五十一年東京都職員共済組合規程第十三号）

二 東京都職員共済組合公印規程（昭和三十七年東京都職員共済組合規程第二号）

三 東京都職員共済組合文書管理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第一号）

四 東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）

五 東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程を廃止する規程（平成二十六年東京都職員共済組合規程第一号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東京都職員共済組合住宅資金貸付規則施行規程（昭和五十二年東京都職員共済組合規程第四号）

附則

1 この規程は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

